

令和6年5月22日

近畿運輸局 観光部

## 「令和6年度 近畿運輸局によるDMOの伴走支援事業」に係る 課題を検証するモデルDMOの公募について

### 1. 事業目的

観光地域づくり法人（以下「DMO」という。）は、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔としての役割を有しています。これまで、DMOを核とした観光地域づくりに向け、各種補助金による観光地域づくりの支援をするとともに、専門家派遣や例えば、「観光地域づくり法人（DMO）による観光地経営ガイドブック」の出版等、DMOの資質向上にも努めてきたところです。

一方で、新規に登録され具体的にどのように進めていけば良いのか明確な方針を有しないDMO、リソースの不足により観光庁の支援を受けることが困難なDMO、その他事由により十分にそのポテンシャルを活かしきれていないDMOも存在すると考えられることから、標記の事業を実施することとしました。

本事業は、インバウンド誘客の促進に向けて、個別課題を抱えるDMOからモデルDMOを選定し、近畿運輸局と受託事業者（近畿運輸局が別途する企画競争を実施し、特定する受託事業者を指す）が課題の分析や検証等に関し伴走支援することで、その課題解決に向けた方策を構築するとともに、そのノウハウを汎用化し、同様の課題を抱えるDMOに横展開することで、DMO全体の機能強化につなげていくことを目的としています。

このため、上記趣旨に基づき、近畿運輸局による伴走支援を通じて課題検証を実施するDMOを公募するものです。

### 2. モデルDMOの対象

登録DMOのうち、個別課題によって地域での観光消費等に十分にそのポテンシャルを活用できていないDMOを対象とし、応募DMOの中からモデルDMOを1つ選定します。

但し、先駆的DMOや令和4年度から現在（令和6年度第1次採択の内定通知を含む）まで、「世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業（※）」の採択を受けているDMOは除きます。

※令和4年度、令和5年度事業名：観光地域づくり法人の体制強化

### 3. 課題検証概要

DMO の課題検証にあたっては、下記テーマに基づく取組を実施することとします。

#### 【テーマ：コンテンツの販売促進】

##### ・テーマ選定の理由

魅力ある観光コンテンツを造成しても販売に繋がらない（売れない）のは、販売方法や販路に課題があるのではないかと考察する。大手旅行会社や OTA 等での販売だけではなく、インバウンドから直にニーズを受けているランドオペレーターやホテルコンシェルジュ等に常に最新情報が提供できる仕組みを構築することが重要であると考え（ランドオペレーターからは、各地域でどのような取組（体験等）があるのか情報が無いため顧客に勧められないという声を多く聞いている）。

関西では、万博に向けて多くの地域資源が観光コンテンツ化されているものの、販売に繋がらなければ万博効果を関西全域へと波及させることはできない。

また、これらの観光コンテンツを万博レガシーとして万博終了後も販売継続させていくためには、売れる販路の確保が必要であることから、テーマとして選定する。

### 4. 伴走支援

テーマに応じた下記の取組を支援し、本事業にかかる経費は近畿運輸局が支弁することとします。

#### （1） 調査

- ・DMO を取り巻く状況や地域特性
- ・ターゲット国の訪日旅行者のニーズ
- ・販路形成のために必要な事項

#### （2） 助言

- ・検証、企画、立案
- ・プロモーション（チラシ制作、OTA 掲載等を含む）
- ・コネクション形成
- ・インバウンド誘客のための戦略策定

※次のような取り組みは支援の対象外であることに留意してください。

- ・新規システムの開発
- ・建物等施設の建設・改修

### 5. スケジュール

- ・公募：5月22日～5月31日17時必着
- ・採択：6月下旬予定
- ・課題検証（運輸局による伴走支援）、中間評価、最終とりまとめ：8月～3月予定

## 6. 申請書の提出要領

### (1) 提出書類

下記の様式に沿い、電子メールに添付し、提出ください。

様式 1:「令和6年度 近畿運輸局による DMO の伴走支援事業」課題検証 DMO 申請書  
(Excel 形式)

### (2) 申請期限

令和6年5月31日(金) 17時

### (3) 提出先 近畿運輸局 観光部 観光地域振興課 担当 笹尾、近藤

電話番号 06-6949-6411

電子メール(提出アドレス) [kkt-unyu-kanchika@ki.mlit.go.jp](mailto:kkt-unyu-kanchika@ki.mlit.go.jp)

## 7. 選定結果の公表

選定結果については、近畿運輸局から申請主体(登録 DMO) に対して通知するとともに、近畿運輸局のウェブサイトにて選定結果について公表します。